

青森市地域福祉計画推進事業

地区カルテ

(04 本町地区)

人と人がつながり 支え合い 共に生きるまち

社会福祉法人青森市社会福祉協議会

青森市福祉部

(令和5年9月)

「地区カルテ」とは

この「地区カルテ」は、平成28年3月に策定した「青森市地域福祉計画－地域支え合いプラン－」における施策の基本方向のひとつである「地域での共助ネットワークの構築」における重点事業として、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」といいます。）ごとに、地域福祉に関する様々な情報を記載し、地域で活動する際に活用し、サービスや支援につなげていくためのもので、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます。）が青森市からの委託により整備を進めているものです。

本市の地区社協は、地域によっては市社協が生まれる前から存在し（地区分区）、現在では市全域に38の地区社協が地域の支え合い活動の中核組織として中心的な役割を担い、活動をしています。

各地域の福祉関係者の活動の際に継続的に活用できるよう整備を進めていきます。

地域での支え合いネットワークのイメージ

－ 地域支え合い推進員がつなぐ 助け合いの手と手 －



目次

1	地域の概況	1
	【対象】	1
	【場所（概要）】	1
	【面積】	1
	【活動地域の地図（概要）】	1
2	地域の基礎情報	2
	【地域の状況】	2
	【高齢者】	3
	【障がい者】	4
	【子ども】	4
	【避難行動要支援者】	5
3	地域福祉の担い手の情報	6
	【地区社協】	6
	【町（内）会】	6
	【地区民生委員児童委員協議会】	6
	【地域支え合い推進員（青森市社会福祉協議会）】	7
	【地域包括支援センター】	7
	【福祉活動を行うボランティア、NPOなどのかた】	8
	【地域にある社会福祉施設等（社会福祉法人等）】別紙1参照	10
	【地域にあるお医者さん】別紙2参照	14
	【学校】	15
	【地域にある警察・消防（消防団等）】	16
	【その他公共機関で各種相談を受け付けているところ】	16
	【活動する場所、つどう場所（地域内）】	17
	【生活・交通の利便性】	18
4	地域での支え合い活動の情報	19
5	地域の課題	26
6	地区カルテ管理	27
資料	施設等一覧	28
	別紙1 社会福祉法人等	28
	【社会福祉法人】	28
	【高齢者関係】	28
	【障がい関係】	29
	【子ども関係】	31
	別紙2 病院等	32

《注釈》

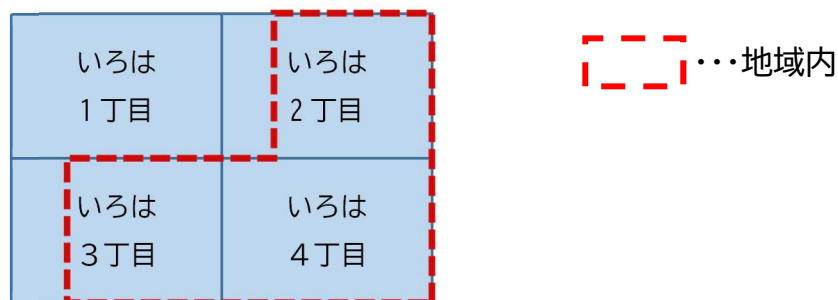
- 地域の基礎情報等の表において、「住所地」と「地域内」という表記がありますが、違いは次のとおりです。

住所地：地区社協エリア（活動地域）が、例えば「いろは3丁目の一部」の場合、「いろは3丁目」にお住まいのかたを対象（近隣の地区社協エリアにお住まいのかたも含みます）とします。

地域内：地区社協エリアにお住まいのかたのみを対象とします。

例えば、「いろは地区社会福祉協議会」エリアが、下記の場所である場合…
場所 いろは2丁目の一部、いろは3丁目の一部、いろは4丁目

《図示すると…》



《地区カルテの記載では…》

住所地では、いろは2丁目、いろは3丁目、いろは4丁目の居住されているかたや施設等の全てを対象として集計や記載します。

地域内では、破線で囲まれた地域に限定した集計や記載をしています。

- カルテには、集めきれない地域の情報などで、空欄の箇所があります。今後も座談会等でお伺いした際に、地域の情報をいただいて記載をしていきます。

1 地域の概況

【対象】

本町地区社会福祉協議会エリア（活動地域）

【場所（概要）】

橋本1丁目の一部、中央1丁目の一部、本町1丁目の一部、本町2丁目から3丁目、
本町4丁目の一部、本町5丁目の一部、長島1丁目、長島2丁目の一部、
長島3丁目の一部、新町2丁目の一部、安方2丁目の一部

【面積】

約0.55平方キロメートル

【活動地域の地図（概要）】



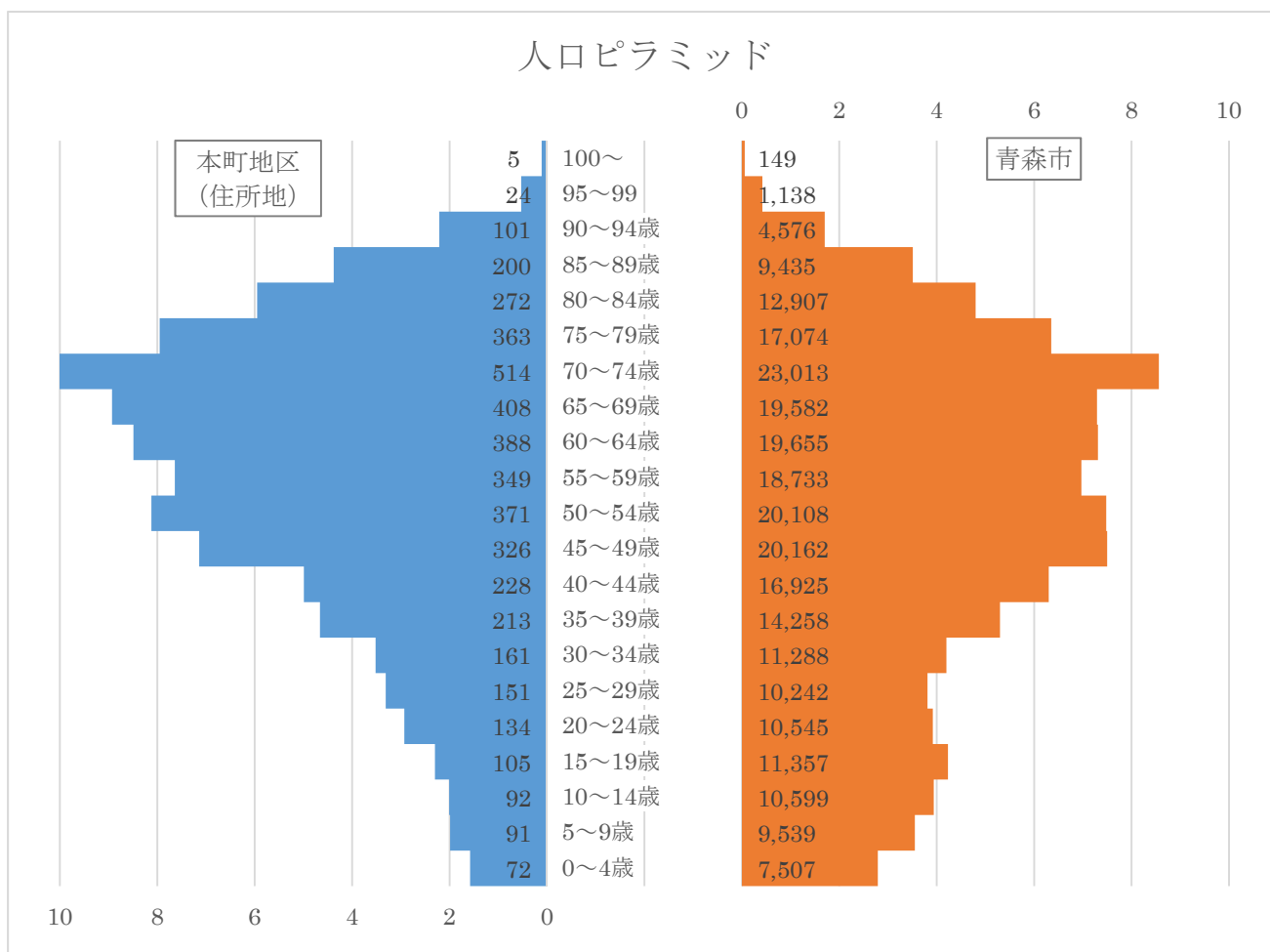
国土地理院の電子国土基本図（地図情報）に地区社協の主な活動地域（民生委員児童委員の活動範囲を参考）（点線）を追記して掲載

2 地域の基礎情報

【地域の状況】

項目		住所地※		青森市		時点	入手先
人口		4,568 人	100.00%	268,792 人	100.00%	R5.4.1	市 HP (人口・世帯数等(住民基本台帳))
内訳)	0～14 歳	255 人	5.58%	27,645 人	10.28%		
	15 歳～64 歳	2,426 人	53.11%	153,273 人	57.02%		
	65 歳以上 (高齢化率)	1,887 人	41.31%	87,874 人	32.69%		
うち外国人数		31 人		1,098 人			
世帯数		2,924 世帯		136,333 世帯			

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。



注：グラフは各地区の総人口数に対する各年齢階級別人口数の割合（%）を示しています。

【高齢者】

項目	地域内	青森市	時点	入手先
高齢者のみの世帯数 (ひとり暮らしを除く)	26 世帯	2,998 世帯	R5.4.1	高齢者支援課
ひとり暮らしの高齢者のみ の世帯数	62 世帯	5,945 世帯	R5.4.1	高齢者支援課

項目	住所地*	青森市	時点	入手先
要介護認定者数	270 人	13,559 人	R5.3.31	介護保険課
要支援認定者数	128 人	3,976 人	R5.3.31	介護保険課
介護サービス利用者数 (3か月のうち1度でも利用 したかた)	356 人	15,474 人	R5.1~ R5.3	介護保険課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

・要介護リスク

要介護リスクとは、運動機能の低下や認知機能の低下などによって、介護を必要とする状態になってしまう危険性のことです。下表は、令和元年度に調査した結果を基に、地区ごとの要介護リスクのある方の割合を青森市平均と比較して、低、並、高のいずれかで表しています。

項目	住所地*	時点	入手先
虚弱リスク（市平均比較） 生活が不活発になり、心身機能の早期低下などから、日常生活の一部に介助を要する状態となるおそれがある。	並	R5.3.31	R4年度青森市日常生活圏域ニーズ調査
運動リスク（市平均比較） 足腰の筋力が衰えて、転倒などから寝たきり状態となるおそれがある。	高	R5.3.31	R4年度青森市日常生活圏域ニーズ調査
認知リスク（市平均比較） 認知機能が低下して、物忘れや認知症となるおそれがある。	高	R5.3.31	R4年度青森市日常生活圏域ニーズ調査

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【障がい者】

項目	住所地*	青森市	時点	入手先
障がい者手帳交付件数	298	18,132	住所地： R5.5.8 青森市： R5.3.31	障がい者支援課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【子ども】

項目	住所地*	青森市	時点	入手先
児童扶養手当を受給している家庭数	15	2,554	R5.3.31	子育て支援課
放課後児童会	開催場所数（学区） （別紙1参照）	51	R5.4.1	子育て支援課
	入会児童数	158人	3,416人	R5.4.1
地域にある認定こども園の入園児童数	—	3,884人	R5.4.1	子育て支援課
地域にある幼稚園の入園児童数	11人	369人	R5.4.1	子育て支援課
地域にある保育所（園）の入所児童数（認可外を除く）	265人	3,019人	R5.4.1	子育て支援課
地域にある小規模保育事業所の入園児童数	—	91人	R5.4.1	子育て支援課
学区の小学校の児童数	408人	11,695人	R5.5.1	市HP（令和5年度児童生徒数） ※学区の小学校（橋本小、浦町小、長島小） ※学区の中学校（南中、浦町中）
うち1年生（6～7歳）	59人	1,735人		
うち2年生（7～8歳）	67人	1,865人		
うち3年生（8～9歳）	59人	1,859人		
うち4年生（9～10歳）	66人	1,870人		
うち5年生（10～11歳）	63人	1,885人		
うち6年生（11～12歳）	78人	1,980人		
うち特別支援学級児童数	16人	501人		
学区の中学校の生徒数	1,088人	6,348人	R5.5.1	
うち1年生（12～13歳）	351人	2,043人		
うち2年生（13～14歳）	346人	2,009人		
うち3年生（14～15歳）	362人	2,099人		
うち特別支援学級生徒数	29人	197人		

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【避難行動要支援者】

項目	地域内	青森市	時点	入手先
避難行動要支援者数	246 人	37,760 人	R5.3.31	福祉政策課
情報提供同意者	38 人	6,437 人	R5.3.31	福祉政策課

3 地域福祉の担い手の情報

【地区社協】

項目	内容	時点	入手先
地区社協名	本町地区社会福祉協議会		
地区社協を構成する団体	連合町会、地区民生委員児童委員協議会	H28.7.6	座談会①
会長	高崎 國治 さん	R5.6	市社協
兼務状況	地区連合町会長、浜町町会長	R5.4.1	市民協働推進課
事務局長	福士 佳夫 さん	R5.6	市社協
兼務状況	南柳町町会長	R5.5.1	市民協働推進課
地区社協役員数	25名	H28.7.6	座談会①

【町（内）会】

項目	内容	時点	入手先
連合町会名	中部第二区連合町会		
会長名	高崎 國治 さん	R5.4.1	市民協働推進課
兼務状況	地区社協会長、浜町町会長	R5.4.1	市民協働推進課
役員数	8名	H28.7.6	座談会①
構成する町会	8町会 柳町、南柳町、寺町、大町、米町、鍛冶町、大工町、浜町	R5.4.1	市民協働推進課

【地区民生委員児童委員協議会】

項目	内容	時点	入手先
団体名	本町地区民生委員児童委員協議会		
会長名	福士 真紀子 さん	R5.4.1	市社協
兼務状況	地区社協副会長	R5.5	市社協

	地域内	青森市	時点	入手先
民生委員・児童委員数	6人	531人	R5.4.1	市社協
主任児童委員数	1人	59人	R5.4.1	市社協

【地域支え合い推進員（青森市社会福祉協議会）】

担当者名	主担当 渋川 史子 副担当 對馬 恵美里	
連絡先	〒030-0802 青森県青森市本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）内	
	電話	017-723-1340
	ファクシミリ	017-777-0458

【地域包括支援センター】

名称	青森市中央地域包括支援センター	
住所	新町2丁目1-8	
担当地域	安方、新町、長島、中央、橋本、本町 ほか	
連絡先	電話	017-723-9111
備考	村上新町病院と同住所	

【福祉活動を行うボランティア、NPOなどのかた】

・個人

項目	住所地※	青森市	時点	入手先
地域福祉サポーター数	20人	2,002人	R5.3.31	福祉政策課
身体障がい者相談員数	0人	17人	R5.4.1	障がい者支援課
知的障がい者相談員数	0人	7人	R5.4.1	障がい者支援課
子育て応援隊数	0人	17人	R5.4.1	あおもり親子はぐくみプラザ
高齢者相談協力員数	28人	814人	R5.3.31	高齢者支援課
市民後見人登録簿登録者数	0人	44人	R5.3.31	高齢者支援課
キャラバンメイト数	9人	239人	R5.3.31	高齢者支援課
認知症サポーター数	163人	21,659人	R5.3.31	高齢者支援課
ゲートキーパー養成講座修了者数	5人	303人	R5.3.31	保健予防課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

項目	地域内	青森市	時点	入手先
健康づくりリーダー数	0人	179人	R5.3.31	健康づくり推進課
健康づくりサポーター数	1人	164人	R5.3.31	健康づくり推進課
食生活改善推進員数	0人	101人	R5.4.1	健康づくり推進課

・老人クラブ

項目	地域内	青森市	時点	入手先
老人クラブ数	1団体	148団体	R5.3.31	高齢者支援課
老人クラブ加入者数	27人	4,018人	R5.3.31	高齢者支援課

項目	内容	時点	入手先
老人クラブ名	浜町福寿会	R5.3.31	高齢者支援課

・地域活動団体（赤十字奉仕団、NPO、企業）など

項目	時点	入手先
なし	H28.7.6	座談会①

・その他

項目	時点	入手先
なし	H28.7.6	座談会①

【地域にある社会福祉施設等（社会福祉法人等）】別紙1参照

・社会福祉法人

項目	住所地※	時点	入手先
社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。	2	R5.4.1	健康福祉要覧 (指導監査課)

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・高齢者関係

項目	住所地※	時点	入手先
地域包括支援センター 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (高齢者支援課)
デイサービスセンター（要支援・要介護認定を受けている方） 要介護状態にある高齢者等が自宅で能力に応じた自立した生活が営めるように、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活と機能訓練を提供する施設です。	3	R5.4.1	健康福祉要覧 (介護保険課)
居宅介護支援事業者 介護を必要とするかたが、居宅サービスや必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用するために、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成・提供する事業者です。	4	R5.4.1	健康福祉要覧 (介護保険課)
短期入所生活介護 短期的（数日～1週間程度）に施設へ入所し、日常生活の介護や機能訓練などの介護を受けながら施設での生活を送ることができるサービスです。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (介護保険課)

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・障がい関係

項目	住所地※	時点	入手先
特定相談支援事業所 障がいのあるかたが適切な障害福祉サービス等を利用できるよう、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
一般相談支援事業所 障害者支援施設等に入所している障がいのあるかたまたは精神科病院に入院している精神障がいのあるかたに対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。また、一人暮らしに移行したり、地域生活が不安定であったりする、居宅において単身で生活する障がいのあるかた等に対して常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
障害児相談支援事業所 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護 居宅介護は、障がいのあるかたや難病に罹患しているかた等に対して、自宅において入浴、排せつ、食事の介助等を行います。重度訪問介護は、重度の障がいや難病等により、常に介護が必要なかたに対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を行います。	2	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
同行援護 重度の視覚障害により移動が困難なかた等に対して、外出時に同行して移動等の支援を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
短期入所（ショートステイ） 障がいのあるかたや難病に罹患しているかた等に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊して入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)

項目	住所地※	時点	入手先
生活介護 障がいのあるかたや難病に罹患しているかたに対して、施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動などのサービスを提供します。	3	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
放課後等デイサービス 就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
自立訓練（生活訓練） 障がいのあるかたや難病に罹患しているかたに対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
宿泊型自立訓練 日中一般就労や障害福祉サービスを利用しているかたを対象に、夜間の居住の場を一定期間提供し、支援計画に基づいて生活能力維持・向上のための訓練等を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
就労継続支援A型（雇成型） 障がいのあるかたや難病に罹患しているかたで、通常の事業所で働くことが困難なかたに対して、雇用契約により、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)
就労継続支援B型（非雇成型） 障がいのあるかたや難病に罹患しているかたで、通常の事業所で働くことが困難なかたに対して、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (障がい者支援課)

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・子ども関係

項目	住所地※	時点	入手先
幼稚園 満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (子育て支援課)
保育所(園) 保護者の就労又は病気等の理由により保育を必要とする児童を保護者に代わって預かり、保育する施設です。	3	R5.4.1	健康福祉要覧 (子育て支援課)
認可外保育施設 乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市長の認可を受けていない施設です。	1	R5.4.1	健康福祉要覧 (子育て支援課)

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

【地域にあるお医者さん】別紙2参照

地域の声	時点	入手先
それなりにある。	H28.7.6	座談会①

・一覧 (別紙2参照)

項目	住所地※	時点	入手先	
病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものです。	1	R5.4.1	県HP(青森県健康福祉関係施設名簿)	
一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものです。	19	R5.4.1	市HP(青森市一般診療所・歯科診療所一覧)	
在宅医療 住み慣れた自宅などに医師などの専門職が訪れて行なう在宅医療	訪問診療 疾病や傷病のため通院が困難な方に対し、医師が、あらかじめ診療の計画を立て、患者さんの同意を得て定期的に患者さんの自宅などに赴いて行う診療	5	R4.12	青森県立中央病院HP(在宅緩和ケアマップ)
	往診(24時間対応) 医師が、診療上必要があると判断したとき、予定外に患者さんの自宅などに赴いて行う診療	1	R4.12	青森県立中央病院HP(在宅緩和ケアマップ)
歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものです。	11	R5.4.1	市HP(青森市一般診療所・歯科診療所一覧)	

※町丁の施設等の全てを対象(近隣の地区社協エリアの施設等も含む)としています。

【学校】

・小学校

学校名	所在地	電話
青森市立橋本小学校（学区）	橋本1丁目9-17	734-6136
青森市立浦町小学校（学区）	中央2丁目17-13	734-2704
青森市立長島小学校（学区）	長島3丁目8-1	776-2244

・中学校

学校名	所在地	電話
青森市立南中学校（学区）	緑2丁目6-1	734-4164
青森市立浦町中学校（学区）	勝田2丁目25-12	774-2231

小・中学校の学区については、「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則」及び座談会での情報を参考に記載しました。

・高校、大学、専修学校等 なし 入手先：市HP（青森市内その他各種学校、令和4年度学校基本調査）

【地域にある警察・消防（消防団等）】

・警察

名称	所在地	電話	時点	入手先
青森警察署	安方2丁目15-9	723-0110	R3.3.31	県警察 HP(青森警察署)
中央交番	本町1丁目1-33	777-3743	R3.3.31	県警察 HP(交番・駐在所)

・消防

名称	所在地	電話	時点	入手先
中央消防署	長島2丁目1-1	755-0855	R5.5.11	市 HP(公共施設一覧表(消防))

名称	管轄区域	時点	入手先
青森市青森消防団第二分団	長島、新町、安方 ほか	R2.4.1	市 HP(青森市消防団の組織に関する規則)
青森市青森消防団第三分団	橋本、中央、本町 ほか	R2.4.1	

【その他公共機関で各種相談を受け付けているところ】

(社福) 青森市社会福祉協議会

【活動する場所、つどう場所（地域内）】

・福祉施設

名称	所在地	電話	時点	入手先
青森市福祉増進センター （しあわせプラザ）	本町4丁目1-3	723-1340	R5.5.11	市HP（公共施設一覧表（福祉））

・児童遊園 なし

・ちびっこ広場 なし

・社会教育 なし

・文化施設

名称	所在地	電話	時点	入手先
協同組合タッケン美術展示館（青森市民美術展示館）	新町2丁目7-1	773-1770	R5.5.11	市HP（公共施設一覧表（文化））

・スポーツ施設 なし

・公園

名称	所在地	電話	時点	入手先
本町公園	本町1丁目1-18外		R5.6.5	市HP（公共施設一覧表（公園＞都市公園））
青い森公園	長島1丁目地内		R5.6.5	

・市民館 なし

・児童館 なし

・産業施設 なし

・その他

地域の声	時点	入手先
大工町の神社	H28.7.6	座談会①

【生活・交通の利便性】

・ 普段買い物をする場所

地域の声	時点	入手先
青柳にユニバースができて少しはよくなった。 車がある人はいいがいい人が歩かないといけない。配達もしてくれない。 結構新町に行っている。	H28.7.6	座談会①

・ 交通機関

地域の声	時点	入手先
市営バスはない。不便。 大町を市民バスが通っているが、時間帯でない時もある。 遅い時間にはない。	H28.7.6	座談会①

4 地域での支え合い活動の情報

・地域活動①

項目	内容	時点	入手先
名称	民生委員・児童委員の活動	R5.4.1	福祉政策課
活動団体	本町地区民生委員児童委員協議会	R5.4.1	福祉政策課
キーパーソン	各地区の民生委員・児童委員	R5.4.1	福祉政策課
活動内容	<p><高齢者関連> 高齢者への見守り活動、安否確認 避難行動要支援者への制度案内</p> <p><障がい者関連> 特別児童扶養手当（別居監護申立書）への確認欄への記載 状況確認依頼書への記載（生計同一の確認）</p> <p><子ども関連> 児童扶養手当の申請・継続受給のための実態調査 児童手当の父母等受給資格者と児童の同居（別居）の調査 認定こども園、保育所（園）、放課後児童会等の利用手続の際、保護者の就労形態が農業、漁業、内職等の方の就労状況の確認 虐待通告があった際の対象世帯の情報確認、児童世帯の見守り 母子父子寡婦福祉資金の貸付申請者がひとり親家庭等であること及び子を監護養育していることを児童扶養手当の証書等により確認できない場合の確認</p> <p><生活保護関連> 生活困窮の相談を受けた際的生活保護相談窓口へのつなぎ 生活保護申請世帯に関する情報提供</p> <p><その他> 市営住宅申込の方が無職の証明書を有しない場合の状況確認</p>	R5.4.1	福祉政策課
利用方法			
活動範囲	配置された民生委員・児童委員が受け持つ地区	R5.4.1	福祉政策課
利用人数等	地区の方	R5.4.1	福祉政策課
備考			

・地域活動②

項目	内容	時点	入手先
名称	福祉安心電話サービス事業	R5.3.31	市社協
活動団体	本町地区社協	R5.3.31	市社協
キーパーソン			
活動内容	在宅生活をしている高齢者や障がい者の方々の不安を解消するため、自宅電話に専用機器、台所等に火災報知機を付設・設置し、緊急通報や相談に24時間体制で対応する。 また、毎週1回、市社協が設置したかたへ様子をお伺いするため電話している。 緊急時には、協力員が設置者宅へ駆け付けて状況確認等を行う。 対象要件あり	R5.3.31	市社協
利用方法	地域を担当する地域包括支援センター又は市社協へ問い合わせ	R5.3.31	市社協
活動範囲	地区社協単位	R5.3.31	市社協
利用人数等	1世帯 協力員（担当民生委員、親族）3人	R5.3.31	市社協
備考			

・地域活動③

項目	内容	時点	入手先
名称	こころの縁側づくり事業	R5.3.31	市社協
活動団体	本町地区社協	R5.3.31	市社協
キーパーソン	福士真紀子さん（本町地区民児協会会長）	R5.3.31	市社協
活動内容	地域に交流の場（サロン）をつくり、生きがいや仲間づくりを進め、閉じこもり防止や認知症、寝たきりの予防を図る。	R5.3.31	市社協
	本町いきいきサロン《第2・4月曜日他》 会場：福祉増進センター ①茶話会（お茶菓子を囲んでの会話） ②健康体操（介護予防のための簡単な運動） ③健康相談（血圧測定や介護予防の講話寸劇など） ④歌（童謡・民謡等の合唱、カラオケなど）	R5.3.31	市社協

項目	内容	時点	入手先
	⑤レクリエーション(トランプや囲碁、将棋など) ⑥会食(持ち寄りやボランティアの手料理など) ⑦創作活動(刺繍、手芸など) ⑧その他(体力測定、踊りなど)		
利用方法			
活動範囲	地区社協単位	R5.3.31	市社協
利用人数等	実施回数 54回、参加人数 794人	R5.3.31	市社協
備考	令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施	R5.3.31	市社協

・地域活動④

項目	内容	時点	入手先
名称	ほのぼのコミュニティ21推進事業	R5.3.31	市社協
活動団体	本町地区社協	R5.3.31	市社協
キーパーソン			
活動内容	住民(協力員)の編成するグループ(3名程度で1グループを編成)が、ひとり暮らし高齢者世帯など地域とのつながりが必要と認められる世帯を定期的(週1,2回程度)に訪問し、声掛け、話し相手、連絡、通報などニーズ、要望にあわせた援助活動を行う。 対象要件あり	R5.3.31	市社協
利用方法	地区社協が調査などにより対象となる方を選ぶ	R5.3.31	市社協
活動範囲	地区社協単位	R5.3.31	市社協
利用人数等	交流世帯 4世帯 協力員 2人	R5.3.31	市社協
備考			

・地域活動⑤

項目	内容	時点	入手先
名称	本町昼食会 (ひとり暮らし高齢者給食サービス事業)	R5.3.31	市社協
活動団体	本町地区社協	R5.3.31	市社協
キーパーソン			
活動内容	日頃社会との交流の少ないひとり暮らし高齢者を対象とし、地区社会福祉協議会を単位として給食会や茶話会を実施し、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいき暮らせるように交流するとともに、地区社協の活性化と地域のボランティア発掘を図って、相互の親睦と交流を深め、ひとり暮らし高齢者の安否確認も同時に行う。	R5.3.31	市社協
利用方法	地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会に申し込む	R5.3.31	市社協
活動範囲	地区社協単位	R5.3.31	市社協
利用人数等	登録者 36 人 協力員（民生委員等） 7 人	R5.3.31	市社協
備考	令和 4 年度も高齢者宅へ配達	R5.3.31	市社協

・地域活動⑥

項目	内容	時点	入手先
名称	福祉の雪対策事業	R5.3.31	市社協
活動団体	本町地区社協	R5.3.31	市社協
キーパーソン			
活動内容	高齢者等が居住している自宅の間口除雪を地区社会福祉協議会ごとに募集したボランティアにより行う事業。 対象要件あり	R5.3.31	市社協
利用方法	地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会に申し込む	R5.3.31	市社協
活動範囲	地区社協単位	R5.3.31	市社協
利用人数等	1世帯 協力員（近隣住民）1人	R5.3.31	市社協
備考			

・地域活動⑦

項目	内容	時点	入手先
名称	敬老会	H28.7.6	座談会①
活動団体	本町地区社協	H28.7.6	座談会①
キーパーソン			
活動内容	縁側参加者が「ドダレバチ」を披露している。	H31.3.31	市社協
利用方法			
活動範囲			
利用人数等			
備考	地域包括支援センター、今年から中央保育園と交流	H28.7.6	座談会①

・地域活動⑧

項目	内容	時点	入手先
名称	清掃活動	H28.7.6	座談会①
活動団体	本町地区社協	H28.7.6	座談会①
キーパーソン			
活動内容	毎年ねぶた期間の清掃活動として、8月4・5・6日の早朝、住民が集まって行う。	H30.3.31	市社協
利用方法			
活動範囲	地区で二手に分かれる（海側、山側）	H28.7.6	座談会①
利用人数等	50人程度	H28.7.6	座談会①
備考			

・地域活動⑨

項目	内容	時点	入手先
名称	もちつき大会手伝い	R2.4	市社協
活動団体	本町地区民生委員児童委員	R2.4	市社協
キーパーソン			
活動内容	毎年開催される青森市社会福祉協議会「もちつき大会」の手伝い	R2.4	市社協
利用方法			
活動範囲			
利用人数等			
備考	令和2年度はコロナ感染予防の為に中止	R3.3.31	市社協

・地域活動⑩

項目	内容	時点	入手先
名称	ささえあい通信	R5.6	市社協
活動団体	本町地区社協・市社協	R5.6	市社協
キーパーソン			
活動内容	ひとり暮らし高齢者給食サービス利用者へ、コロナ禍においても地域との繋がりを感じてもらうために、月1回の地域限定紙を発行	R5.6	市社協
利用方法			
活動範囲			
利用人数等			
備考	令和3年10月開始	R5.6	市社協

・地域活動⑪

項目	内容	時点	入手先
名称	本町いきいきサロン展示会	R5.7	市社協
活動団体	本町地区社協・市社協	R5.7	市社協
キーパーソン	福士真紀子さん（本町地区民児協会会長）	R5.7	市社協
活動内容	本町いきいきサロン（手芸サークル）で制作している手芸作品と活動の様子を写真パネルで展示。	R5.7	市社協
利用方法			
活動範囲			
利用人数等			
備考	令和5年7月10日～24日開催	R5.7	市社協

5 地域の課題

・困っていること（問題）、やりたいこと（課題）

	項目	問題・課題としてあげた経緯（いつ、どのように把握したか）
1	本町いきいきサロン（手芸サークル）で制作している手芸作品を見てもらいたい。サロン参加人数を増やしたい。	令和5年度（地区社協、縁側参加者の意見をうけて）
2		
3		
4		
5		

・問題や課題に対する具体策の提案

	コーディネートの方針（新たに望まれる活動や既存活動の改善点など）
1	本町地区内にある青森本町郵便局にて「本町いきいきサロン展示会」を開催（R5.7.10～7.24）
2	
3	
4	
5	

・地域の声

- ① 地区に障がい者の方がいて、定期的にヘルパーを頼んでいるが、急に具合が悪くなったときに病院へ連れて行って欲しいと連絡を受けた。ヘルパーも決まった時でなければ対応できないので、そういう時に対応できるシステムが非常に必要だと思った。（座談会①での参加者の発言）
- ② 子どもが少ないので、大事に育てている。（座談会①での参加者の発言）
- ③ 町会に入っていないとマンションに入ることが出来ないし、誰が住んでいるかもわからない。役所から書類が届いてお邪魔して、頭ごなしに怒られて怖い思いもした。何でも民生委員というのは抵抗がある。（座談会①での参加者の発言）
- ④ マンションが多いため、住んでいる人を把握できない。特に児童（18歳未満）について把握しておきたい。（民児協定例会）
- ⑤ コロナ禍での縁側や給食活動に悩んでいる。他地区では、どのような取り組みをしているのか等、教えて欲しい。
- ⑥ 地域で認知症の方に関わるケースが聞かれるようになってきた。

6 地区カルテ管理

・記録

	内容	日付	時間	備考
1	作成（仮案）	H28.5		
2	座談会①開催	H28.7.6	18:00～19:20	福祉増進センター
3	更新	H28.7		
4	様式変更	H29.2		
5	更新	H30.3		
6	更新	H30.11		
7	更新	R1.9		
8	更新	R2.8		
9	更新	R3.8		
10	更新	R4.9		
11	更新	R5.9		

資料 施設等一覧

別紙1 社会福祉法人等

【社会福祉法人】

R5.4.1時点

法人名	理事長	事務所所在地	電話	施設名
青森市社会福祉協議会	成田 幾末	本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター内	723-1340	青森市総合福祉センター ほか
清友会	佐藤 健一	新町2丁目6-25	723-2941	幼保連携型認定こども園 おくない ほか

【高齢者関係】

・地域包括支援センター

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
中央	(医)三良会	新町2丁目1-8	723-9111

・デイサービスセンター（要支援・要介護認定を受けている方）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
青森市中央	青森市(指定管理者： (社福)青森市社会福祉協議会)	本町4丁目1-3	723-1340
こころ	(株)ハートケアサービス	中央1丁目27-5	735-1502
あゆみ	(株)ハートケアサービス	本町3丁目4-11	776-0022

・居宅介護支援事業者

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
村上新町病院	(医)三良会	新町2丁目1-13	723-1111
在宅介護支援センター しんまち	(医)三良会	新町2丁目1-8	723-9991
(社福)青森市社会福祉協議会 青森市中央	(社福)青森市社会福祉協議会	本町4丁目1-3	723-1340

施設名	経営主体	所在地	電話
(公社)青森県医師会	(公社)青森県医師会	新町2丁目8-21	723-1911

・短期入所生活介護

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
単独型ユニット型短期入所生活介護施設 サニーライフ笑顔	(株)サニーライフ	中央1丁目5-4	752-0301

【障がい関係】

・特定相談支援事業所

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	(医)三良会	新町2丁目1-8	723-9911

・一般相談支援事業所

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	(医)三良会	新町2丁目1-8	723-9911

・障害児相談支援事業所

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
指定相談支援事業所青森中央	(医)三良会	新町2丁目1-8	723-9911

・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
(株)ハートケアサービス	(株)ハートケアサービス	中央1丁目27-5	735-1500
訪問介護センターケア・プロモーション	(株)ケア・プロモーション	中央1丁目8-16 シティパレス中央102	718-7883

04 本町地区

・同行援護

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
訪問介護センターケア・プロモーション	(株)ケア・プロモーション	中央1丁目8-16 シティパレス中央102	718-7883

・短期入所（ショートステイ）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
自立訓練宿泊施設スマイル	(株)ケアスマイル青森	中央1丁目5-4	718-2246

・生活介護

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
社会福祉法人青森市社会福祉協議会 青森市中央	(社福)青森市社会福祉協議会	本町4丁目1-3	723-1340
デイサービスこころ	(株)ハートケアサービス	中央1丁目27-5	735-1500
リハビリ特化型デイサービスあゆみ	(株)ハートケアサービス	本町3-4-11	776-0022

・放課後等デイサービス

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
放課後等デイサービスまあむ	(株)ハートケアサービス	中央1丁目27-5	735-1500

・自立訓練（生活訓練）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
自立訓練宿泊施設スマイル	(株)ケアスマイル青森	中央1丁目5-4	718-2246

・宿泊型自立訓練

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
自立訓練宿泊施設スマイル	(株)ケアスマイル青森	中央1丁目5-4	718-2246

・就労継続支援A型（雇成型）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
株式会社HSS青森事業所	(株)HSS	長島2丁目16-2 岩淵ビル1階	757-9397

・就労継続支援B型（非雇成型）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
憩いの広場 まんぷく	(株)寛上	本町5丁目7-6	763-5211

【子ども関係】

・放課後児童会

R5.4.1時点

対象小学校	児童会名	開設場所	所在地	電話
橋本小	橋本	橋本小学校	橋本1丁目9-17	080-9256-8485
浦町小	浦町	浦町小学校	中央2丁目17-13	080-9256-8145
長島小	長島	長島小学校	長島3丁目8-1	080-9256-8146

・幼稚園

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
青森大谷幼稚園※	(学)大谷学園	長島3丁目9-1	776-6649

※子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園

・保育所（園）

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
ゆうゆうきつず青森	(社福)恵寿福祉会	本町1丁目5-41	776-5611
申孝保育園	(社福)申孝福祉会	中央1丁目19-7	734-3032
和幸保育園	(社福)和幸園	長島2丁目1-12	776-4826

・認可外保育施設

R5.4.1時点

施設名	経営主体	所在地	電話
ニチイキッズ青い森保育園	(株)ニチイ学館	本町1丁目6-5	732-2061

別紙2 病院等

・病院

R5.4.1時点

施設名	所在地	電話	設置主体	在宅医療
村上新町病院	新町2丁目1-13	723-1111	医療法人三良会	訪・往

・一般診療所

R5.4.1時点

施設名	所在地	電話	開設者	在宅医療
AMCクリニック	新町2丁目2-22	722-9111	医療法人三良会	訪
菊田クリニック	新町2丁目8-28	721-3313	菊田 英夫	
しんまちクリニック	新町2丁目1-14	735-3111	医療法人三良会	訪
三上眼科医院	新町2丁目6-27	722-6501	三上 恵一	
青森市急病センター	中央1丁目22-25	773-6477	青森市	
エミナルクリニック 青森院	中央1丁目25-9 AQUA 青森中央ビル3階	718-7375	加藤 慎也	
横内耳鼻咽喉科医院	中央1丁目12-3	777-4133	横内 載子	
青森県赤十字血液センター 日赤県支部採血出張所	長島1丁目3-1	722-2011	日本赤十字社	
あおもりベイクリニック	長島1丁目6-6 カスター A・BAY3F	718-3622	医療法人 健章会	
工藤こども医院	長島2丁目8-6	776-8413	工藤 協志	
斉藤内科県庁前クリニック	長島2丁目3-4	731-3110	齊藤 大太	
高屋医院	長島3丁目5-8	776-2881	高屋 善章	訪
千歳産婦人科医院	長島3丁目12-6	776-2893	千歳 和哉	訪
やなぎまちストレスクリニック	長島1丁目6-6 カスター A・BAY	718-3026	篠崎 直子	
やまがみ眼科	長島2丁目1-14 青森クリニックビル3F	775-9220	山上 美情子	
内科おひさまクリニック	橋本1丁目9-26	723-0020	医療法人内科おひさまクリニック	
東京美容外科 青森院	本町1丁目1-35 ウィローズクラブ 1F・2F	721-3613	医療法人社団 東美会	
神外科胃腸科医院	本町3丁目2-19	775-1021	神 俊一	

施設名	所在地	電話	開設者	在宅医療
クリスタルメンズクリニック	安方2丁目17-11 青森日商連安方ビル3F 302号	752-6730	江島 健一郎	

※在宅医療（R4.12時点）：「訪」⇒訪問診療、「往」⇒往診（24時間対応）

・ 歯科診療所

R5.4.1時点

施設名	所在地	電話	開設者
江良歯科	中央1丁目17-13	722-8828	江良 好光
清藤歯科医院中央診療所	中央1丁目21-2	735-3401	田附 敏良
堀内歯科医院	中央1丁目27-1	734-1707	堀内 達也
本田歯科医院	中央1丁目5-8	773-5110	本田 宗一郎
阿保歯科	長島1丁目3-17	722-3686	阿保 憲興
サクラキ歯科医院	長島2丁目25-4 サクラキビル2階	775-3951	櫻井 省一
中央歯科クリニック	長島2丁目12-6	777-6050	嶋中 繁樹
西巻デンタルオフィス青森	長島1丁目6-6 クワスターアベイ302	721-6166	医療法人社団秀仁会
長内歯科医院	本町1丁目7-1	776-3404	長内 幸一
山口歯科医院	本町5丁目4-2	777-6887	山口 勝弘
オリーブこども歯科	安方2丁目3-16-2階	773-1861	秋谷 久美子

